

自動車リサイクル法の指定法人

指定法人は、自動車リサイクル制度の根幹を成す共通インフラ(主務大臣が指定)

情報管理センター

- ・関係事業者からの移動報告を受理し、使用済自動車の引取り・引渡し情報を管理
- ・移動報告がない場合、その旨を自治体へ報告し、不法投棄・不適正処理を防止



国内で処理される年間400万台の使用済自動車のそれぞれについて、解体業者、自動車販売店等の関係事業者から報告を受け情報を管理する。本情報は陸運当局の登録行政と密接に関係。

資金管理法

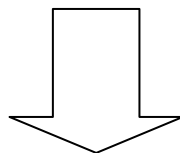
・預託金(リサイクル料金)の管理

ユーザーから徴収したリサイクル料金を安全かつ確実に管理

(一部使用されずに剰余となる資金は、指定再資源化機関に対し、出えん)

・預託に関する証明

(預託確認に基づいて、陸運当局は自動車検査証を交付)



指定再資源化機関

- ・単独ではリサイクルのできない小規模なメーカー・輸入業者の委託を受けてリサイクルを実施
- ・メーカーが倒産した場合に、代わってリサイクルを実施
- ・自治体の離島対策の取組に資金協力
- ・自治体の不法投棄車両、野積み車両の処理に資金協力

等

※資金管理法は、資金管理の業務に関して十分な公開性・透明性を確保

- ・資金運用方法の制限
- ・区分経理の義務づけ
- ・監査法人による外部監査の義務付け
- ・「資金管理業務諮問委員会」の設置(理事長の諮問機関)
- ・情報公開(事業報告、決算等の定期的な公表)